

ジュニアアスリート育成強化事業

①「育成強化システム整備事業」

1 目的

- (1) 各競技団体が独自に優れた素質を持つ選手を発掘し、中・長期的かつ計画的に選手を育成強化するシステムの構築に向けた事業経費の一部を補助（支援）することで、各競技団体における一貫指導体制を整備・充実させるとともにジュニアアスリートの育成強化を図り、もって本県競技力の向上に資する。
- (2) 中央競技団体等が行う研修会等に各競技団体の指導者を参加させ、習得した指導法等を各競技団体が主催する技術指導講習会等で伝達し、競技力向上のための指導者の資質向上を図る。

2 補助対象競技

2.6 競技団体

- | |
|--|
| ①水泳 ②陸上 ③サッカー ④テニス ⑤ホッケー ⑥ボクシング ⑦バレーボール ⑧体操
⑨バスケットボール ⑩レスリング ⑪ウエイトリフティング ⑫ハンドボール ⑬自転車 ⑭卓球
⑮馬術 ⑯フェンシング ⑰柔道 ⑱ソフトボール ⑲バドミントン ⑳ラグビー ㉑山岳 ㉒空手道
㉓ゴルフ ㉔スキー ㉕スケート ㉖アイスホッケー |
|--|

3 補助対象事業

- (1) 各競技団体が実施するジュニア選手（小学生・中学生・高校生）を対象とする事業で、各競技団体の「競技者育成プログラム」に則り、育成強化を有することを目的に実施する練習会や合宿等
- (2) 国立スポーツ科学センターなど国の機関や中央競技団体が実施する研修会に参加し、最新の情報を得て、県内の指導者に伝達し、各競技団体の指導者の資質向上を図る事業

4 指定期間

契約締結の日から令和2年3月末まで

5 補助額

事務局で精査のうえ、決定する。

6 補助対象経費

別紙のとおり

7 各競技団体への補助金の交付決定及び通知について

公益財団法人福岡県体育協会補助金交付要綱による。

8 留意事項

- (1) 組織的に一貫指導を推進するための責任者・委員会等を設置し、内容の充実を図ること。
 - (2) 原則として県内全域を対象とすること。また、対象とする選手の選考基準を明確にすること。
 - (3) 選手の育成にあたっては、県立スポーツ科学情報センターの測定を積極的に活用すること。
特に、小学生については、神経系や調整力等を高めるトレーニングを取り入れること。
 - (4) 練習会や合宿については、年間を通して継続的に実施すること。（原則として月1回開催）
 - (5) スポーツアドバイザー派遣事業を活用し、スポーツ医・科学分野のトレーニングや研修会を実施すること。
 - (6) 旅費にかかる領収書の原本を提出すること。
 - (7) 申請書を事業開始1ヶ月前に提出すること。その際、参加する研修会の実施要項（資料等）を事前に提出すること。
 - (8) 研修会参加後は、県内の指導者に対して伝達講習会等を実施すること。
- ※（7）（8）については、3の事業対象（2）の事業の留意事項とする。